

令和4年8月29日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会  
教育長 東 誠

#### BA.5 医療対策宣言下での市内小・中学校の2学期における対応について

夏休みも終わりに近づく中、保護者の皆様には、日頃より、本市小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

愛媛県では、陽性者の急増により、医療全体にも支障が生じつつある危機的な状況が続いていることから、8月23日には、感染を減らし、医療のひっ迫への理解と協力を求めることを目的として、「愛媛県 BA.5 医療危機宣言」が発出されました。本市においても、感染確認の高止まりが続いています。現在主流となっている「BA.5」は、感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短い特徴から、「新しい生活様式」に則った学校生活を継続することが必要です。そのような中、新学期を迎えるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について再度ご確認ください、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。学校においては、一層の危機感を持って新型コロナウイルス感染症対策に努め、これまで同様、新しい生活様式に沿った教育活動を継続してまいります。

なお、感染症による臨時休業の措置については、「学びの保障」の観点から、感染拡大防止の必要に応じて学校の全部または、一部を休業する方針にしております。

#### 記

##### 1 感染防止対策の継続について

- 毎日の検温を継続して体調管理の徹底をお願いします。**鼻水や咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診をするともに、必ず無理をせずに登校を控えてください。**その場合は、欠席ではなく出席停止として取り扱うこととしています。**十分に体調が回復するまで登校を控えていただくことについてもお願いします。**
- 保護者の皆様も、マスクの着用、手洗い等の日常の感染予防対策はもとより、感染回避行動の継続をお願いします。
- ※ なお、まだまだ暑い日が続きますので、熱中症対策に留意し、必要に応じてマスクを外す指導も行います。（屋外などで十分に間隔を取ることや会話を行わないことを併せて指導しています。）

##### 2 保護者の方からの情報提供のお願いについて

体調不良による病院受診において、抗原検査や PCR 検査を受ける例だけでなく、検査を行わずにみなし陽性となる例も増えています。学校での感染防止のための最善の対策

裏面へ続く

のために、保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となった、また、陽性者となったときには、学校長又は教頭への情報提供をお願いします。なお、プライバシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

### 3 感染者や濃厚接触者の取扱いについて

児童生徒に感染者が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、関係児童生徒に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

出席停止期間の目安

#### 【陽性の場合】

- 風邪症状や発熱などの症状がある場合の療養期間は発症日を0日として10日間。かつ症状軽快後72時間経過した場合。概ね11日目に登校可となります。
- 無症状の場合の療養期間は、検査等で陽性が確定した日を0日として7日間。8日目に登校可となります。

#### 【濃厚接触者となった場合】

- 濃厚接触者として出席停止の措置を取る場合については、感染者との最終接触日を0日として5日間の出席停止を原則とします。6日目からの登校が可能です。

※ 療養等の自宅待機期間は、医療機関や保健所の指示によります。また、別紙「園児・児童生徒・保護者の皆さまへ」の新型コロナに関する連絡先等もご活用ください。

※ 児童生徒の家族が濃厚接触者と特定された場合も、感染拡大防止の観点から、児童生徒の自宅待機をお願いすることがあります。出席停止等の措置を取る場合にはクロムブック等を活用した学習保障も積極的に行っていきます。各学校へご相談ください。

### 4 感染症に係る学校の対応について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、濃厚接触者の特定を行い、必要に応じて当該の小中学校を一部(学級・学年)または、全部を休業とします。その後、感染拡大の状況を勘案して、休業の延長や一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。休業期間の目安は3日程度(土日含まず)となります。

但し、感染経路が特定できる場合には、休業を行わないこともあります。

※ 国や県の方針により、緊急事態宣言等が発出された場合など、関係部局の指示により、市内全ての小中学校を臨時休業とすることもあります。

### 5 感染症に係る差別の未然防止の取組について

四国中央市教育委員会では、令和2年度から、シトラスリボン運動に全ての小中学校が取り組み、感染症に係る差別の未然防止に向け人権・同和教育を推進しています。新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があり、感染した本人に罪があるわけではありません。偏見や差別、いじめなど、いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、一人一人の子ども・保護者・教職員の人権が大切にされる学校づくりに引き続き取り組んでまいります。ご協力をお願いします。

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。